

- ● ▪ 相生市民意見提出制度
- ▪ (パブリック・コメント制度) の概要

## 1 目 的

- 市民の市政への積極的参加機会の確保
- 市の意思決定過程における公正・透明性の確保



- 市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進

## 2 意見を提出できるもの

- 相生市の住民、市内の事業所に勤務している人、相生市に対する納税義務者等

## 3 対 象

- (1) 市の基本構想及び市政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定及びこれらの重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (4) 大規模な公共事業及び主な公共施設の基本的な計画の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意見提出手続が必要であると実施機関が認めるもの

#### 4 フロー図

